

前回会議の意見や質問事項に対する回答

新放送サービスに関する事項	
質問・提案等	回答：デジタル推進課
<p>各家庭の固定電話を光電話に切り替えることで料金が安くなる ならないか提案。 固定電話 1,760円→光電話 550円。</p>	<p>現在、光電話は光インターネットのオプションサービスとして 利用できる。 新放送サービスに移行後は、インターネット未契約世帯であっ ても光電話を利用することは可能だが、基本料金は安くならな い。通話料は光電話と同一となる。 例) フレッツの場合 (基本料金 550円、固定電話への通話料全 国一律 8.8円/3分)</p>
<p>コストを下げる方法として、伝送路から引込後のゲートウェイを 2～3世帯で共有することはできるのか？ その場合の光の契約者、費用分担はどうなるのか？</p>	<p>現状では戸宅向けの割引プランの設定はない。</p>
<p>坂本町の告知放送が廃止されれば連絡方法がなくなるため、どう にか利用継続できるよう検討してほしい。 もし廃止する場合は代替策を提示してほしい。</p>	<p>現在、坂本町で利用されている音声告知端末機については、設 備も老朽化しているため、今後、機器の更新費用などを精査し ながら、新放送サービス移行後も継続していけるよう検討して いく。</p>

前回会議の意見や質問事項に対する回答

インフォカナルに関する事項	
質問・提案等	回 答：危機管理課
インフォカナルを利用している。 PC等を入力して配信しているので、操作について難しい面がある。	各支所地域振興課において代行配信（システム入力）は可能です。担当者にご相談いただきたい。
インフォカナルは、スマホを持っていない高齢者には利用不可。 スマホを所持している家族が居ない時間帯では、高齢者に情報が伝わらない。 戸別受信機は世帯にスマホ所持者がいれば配布できないのか？	戸別受信機の貸与については、主にスマートフォンや携帯電話をお持ちでない方に対して行っているものの、「昼間は高齢者等が一人になる」、「携帯電話の操作が不慣れ」、「寝たきり等で移動ができない」等の理由で、戸別受信機を貸与しているケースもある。危機管理課や支所にご相談いただきたい。
今までの防災無線は地区毎に使っていたのが、インフォカナルでは全地区への配信となる。	防災アプリや戸別受信機、屋外拡声子局については、地区別の情報配信が可能。
インフォカナルはスマホとセット。 高齢者にとってスマホは料金が高く、操作も難しい。	メールでの情報配信も行っているため、スマホに限らず、携帯電話でメールの送受信が可能であれば情報が受信できる。 スマホ等の使い方や防災アプリの登録などについては、本年12月まで行っている「出張スマホ教室」でも支援を行っている。 また、危機管理課や支所では、随時、防災アプリの登録・使い方支援を行っており、出前講座での対応も可能であるため、ご相談いただきたい。

前回会議の意見や質問事項に対する回答

インフォカナルに関する事項	
質問・提案等	回答：危機管理課
<p>戸別受信機はログが残るので繰り返し使えるのはよい。ところが、範囲が広すぎて関係ない（時報等）ところが残る。細かい運用が必要。</p>	<p>戸別受信機の受信履歴は最大で6件である。時報を配信している校区においては、時報も一件として保存されることから、ご指摘のとおり、必要な情報を聞き直すことができない場合もある。対応するためには、受信機自体の入れ替えが必要であり、運用での対応ができない状況であるため、ご理解いただきたい。</p>
<p>台風14号でコミセンが避難所開設されたが、戸別受信機が鳴らなかったと聞いている。</p>	<p>不具合の状況から以下のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波が受信できていない（受信機本体や設置場所の問題） ・電波の弱い地域 ・携帯電話通信網が一時的に途絶していた（携帯キャリアの問題） ・乾電池が切れており、一時的に停電していた。 <p>戸別受信機に不具合がある場合は、危機管理課や各支所地域振興課へご相談いただきたい。また、戸別受信機は au の通信網を利用するものも準備しているため、docomo より au の電波が強い場合は、ご相談いただきたい。</p>

令和4年 月 日

八代市長 中村 博生 様

八代市ケーブルテレビ管理運営審議会

会 長 (※ 自 署)

答 申 書 (案)

令和4年10月28日付け、八市デ行第341号にて諮問のあった、「八代市ケーブルテレビ事業のあり方について」は、令和4年11月24日に当審議会にて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

(別紙)

答 申 内 容 (案)

当審議会は、「八代市ケーブルテレビ事業を終了し、光回線を活用した民間の放送事業者による放送サービスに移行することについて」は、審議の結果、妥当なものと認めます。

なお、本審議会における意見・要望を、下記のとおり付記しますので、十分検討いただくよう要望します。

記

1. 放送事業者や放送設備等は変わるが、視聴チャンネル等、特段サービスが向上するものではないため、利用者に対して整備費や利用料金など、新たな負担を求めないようにしていただきたい。
2. 地域や行政情報の伝達手段の1つとして、民間の放送事業者による放送サービスに移行した後も、自主放送番組を存続していただきたい。